

橿原市、奈良県立橿原高等学校及び奈良県教育委員会における 中高連携の推進に関する協定書（案）

（目的）

第1条 橿原市、奈良県立橿原高等学校（以下「高校」という。）及び奈良県教育委員会（以下「県教委」という。）は、相互に連携又は協力して、高校及び橿原市内中学校における教育活動の活性化と生徒の学力向上を実現することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 橿原市、高校及び県教委（以下「協定締結者」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携又は協力をする。

- （1）特別活動等に関すること。
- （2）教科等の学習に関すること。
- （3）市の施設を活用した教育活動の充実に関すること。
- （4）その他、前条の目的に関すること。

2 前項の連携又は協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、協定締結者が協議の上、別途定める。

（協定の期間）

第3条 連携に関する協定（以下「本協定」という。）は、協定締結日より発効し、令和6年3月31日まで有効とする。

2 有効期間終了の30日前までに、協定締結者のいずれかから、有効期間終了の意思表示がない限り、1年間延長し、以降も同様とする。

（守秘義務）

第4条 本協定に基づき、協定締結者が知り得た秘密情報については、本協定の有効期間の前後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面により協定締結者の承諾を得ている場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（変更及び解除）

第5条 協定締結者のいずれかが本協定の変更又は解除を申し出たときは、協定締結者が協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（その他）

第6条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、協定締結者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定締結者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年 月 日

奈良県橿原市八木町1丁目1-18
橿原市

橿原市長

奈良県橿原市北越智町282
奈良県立橿原高等学校

学校長

奈良県奈良市登大路町30
奈良県教育委員会

教育長

橿原市、奈良県立橿原高等学校及び奈良県教育委員会における 中高連携の推進事業

令和5年7月25日
高校の特色づくり推進課

I 特別活動等に関する連携

- (1) 特別活動（生徒会活動等）の合同実施について
 - ・ **市や地域が主催する行事への参画**（地域清掃、地域行事ボランティア等）
← 高校及び中学校の生徒会が地域行事へ協働参画することで、主体的に奉仕するところの醸成と地域の活性化を図る。
 - ・ **各学校の生徒会活動への参画**（あいさつ運動、生徒会リーダー研修会等）
← 異年齢交流による「協働」、「学び合い」等による自主自立の精神の涵養や自己肯定感の向上を図る。
- (2) 中学生の高校行事への参画について
 - ・ **高校文化祭・芸術鑑賞会への中学生の参画**
← 中学生が高校の文化祭や芸術鑑賞会へ参画することで、異年齢交流による社会性や豊かな人間性を育成する。
 - ・ **高校生による中学生及び保護者対象の学校説明会の実施**
← 学校や地域の魅力を発信することで、愛校心や地域への誇りを高める。



II 教科等の学習に関する連携

英語力の向上に係る連携について

- ・ **中・高校生英語プレゼンテーションコンテストの開催**
← 協同学習のまとめ等を英語によるプレゼンテーションとすることでアウトプットの機会を増やし、楽しみながら英語力の向上を目指す。
← プレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を育成する。
← 大学教授等のゲストティーチャーによる指導及び中・高校生による「学び合い」等による英語力の向上を図る。
- ・ **「チャレンジEnglish」の開講**
← 中学生及び高校生が英語力を身に付け、それぞれの英語力に応じた検定資格等の取得を目指す。



III 市の施設を活用した教育活動の充実に関する連携

- ・ 高校生及び中学生が市の施設を訪問し、協働学習を行うことで学びを深める。
- ・ 高校生及び中学生が市の施設で合同インターンシップを実施する。

IV その他中高連携の推進に関する研究等

- ・ 部活動に関する連携の在り方
- ・ 橿原市全域での連携の在り方
- ・ 連携型高等学校入学者選抜の在り方

